

資料 8 京都府環境影響評価条例の対象事業の概要

事業の種類・内容	第一種事業	第二種事業
	(必ず環境アセスメントを行う事業)	(環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)
1 道路の新設及び改築の事業		
(1)一般国道等	4 車 線・長さ7.5km以上	4 車 線・長さ5km～7.5km
(2)林道	幅員6.5m以上・長さ15km以上	幅員6.5m以上・長さ10km～15km
(3)特定地域を通過する林道	幅員5m以上・長さ10km以上	-
(4)その他の道路	4 車 線・長さ7.5km以上	4 車 線・長さ5km～7.5km
2 ダム新築等事業		
(1)ダム	貯水面積75ha以上	貯水面積50ha～75ha
(2)堰	湛水面積75ha以上	湛水面積50ha～75ha
(3)放水路	土地改変面積75ha以上	土地改変面積50ha～75ha
3 鉄道及び軌道の建設及び改良の事業		
(1)普通鉄道	長さ7.5km以上	長さ5km～7.5km
(2)新設軌道	長さ7.5km以上	長さ5km～7.5km
4 飛行場及びその施設の設置又は変更の事業		
	滑走路長さ1,875m以上	滑走路長さ1,400m～1,875m
5 発電所の設置又は変更の工事の事業		
(1)水力発電所	出力22,500kW以上	出力16,500kW～22,500kW
(2)火力発電所	出力112,500kW以上	出力84,000kW～112,500kW
6 廃棄物処理施設の設置並びにその構造及び規模の変更の事業		
(1)最終処分場	埋立処分場所面積5ha以上	-
(2)廃棄物焼却施設	処理能力4t/時間以上	-
(3)し尿処理施設	処理能力100k [?] /日以上	-
7 水面の埋立て及び干拓の事業		
	面積40ha以上	面積30ha～40ha
8 土地区画整理事業		
	面積75ha以上	面積50ha～75ha
9 新住宅市街地開発事業		
	面積75ha以上	面積50ha～75ha
10 工業団地の造成事業		
	面積75ha以上	面積50ha～75ha
11 新都市基盤整備事業		
	面積75ha以上	面積50ha～75ha
12 流通業務団地造成事業		
	面積75ha以上	面積50ha～75ha
13 住宅団地の造成事業		
	面積75ha以上	面積50ha～75ha
14 工場又は事業場の設置又は変更の事業		
	最大燃料使用量15k [?] /時間以上 平均排出水量1万m ³ /日以上	最大燃料使用量10k [?] /時間～15k [?] /時間 平均排出水量7,500m ³ /日～1万m ³ /日
15 農用地の造成の事業		
	面積75ha以上	面積50ha～75ha
16 レクリエーション施設用地の造成事業		
	面積75ha以上	面積50ha～75ha
17 8～13、15及び16の事業のいずれか2以上の事業が併せて1の事業として行われるもの		
	面積75ha以上	面積50ha～75ha

備考 * 「特定地域」とは、自然公園法、森林法、府環境を守り育てる条例等で指定等が行われた地域をいいます。

注意 京都市内で実施される事業については、原則として、京都市環境影響評価等に関する条例が適用されます。